事業法人													
特定貸付債権													
…													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面において自己資本比率告示第二百十七条の比較及び検証（以下「バック・テスティング」という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、自己資本比率規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。

b　先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。

c　イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、⑷特定貸付債権、⑸株式等エクスポージャー（ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑹購入債権（事業法人等向け）、⑺購入債権（リテール向け）、⑻適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑼居住用不動産向けエクスポージャー及び⑽その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記⑶から⑹まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに⑴、⑵及び⑺から⑽までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（⑹のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

d　ロ欄には、各金融機関において適切なＰＤ推計値に係る区分を設定すること。なお、当該区分を設定するに当たり、以下の追加的な取扱いを設けるが、設定したそれぞれのＰＤ区分について、どのような取扱いとしているかにつき説明及び理由を明記すること。

⑴　ｃ⑴及び⑵のそれぞれのポートフォリオにおいては、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を一の項に集約することができる。

⑵　ｃ⑶から⑹までのそれぞれのポートフォリオにおいては（これらのポートフォリオ区分のうち二以上のポートフォリオを統合する場合を含む。）、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を集約することができるが、各ポートフォリオ（又は統合後のポートフォリオ）において五以上のＰＤ区分を設定すること。ただし、全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分は、ｃ⑶から⑹までについて、五以上のＰＤ区分を設定することを要しない。

e　ハ欄には、リテール向けエクスポージャー以外のポートフォリオの場合には、適格格付機関による外部格付のうち、当該ＰＤ区分に相当する当該適格格付機関の外部格付（又は外部格付の区分）を記載すること（リテール向けエクスポージャーに係るポートフォリオの項には、斜線を付すこと。）。「Ｓ＆Ｐ」の欄にはＳ＆Ｐグローバル・レーティング、「Moody's」の欄にはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、「Fitch」の欄にはフィッチレーティングスリミテッド、「Ｒ＆Ｉ」の欄には株式会社格付投資情報センター、「ＪＣＲ」の欄には株式会社日本格付研究所による外部格付（又は外部格付の区分）をそれぞれ記載すること。

f　ニ欄には、ＰＤの値をＣＣＦ（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果を勘案した後のＥＡＤにより加重平均した値を記載すること。

g　ホ欄には、債務者別のＰＤにおける推計ＰＤの単純平均値を記載すること。

h　ヘ欄のうち、「前期末」の欄には前期末の債務者の数を、「当期末」の欄には当期末の債務者の数を記載すること。

i　ト欄には、当期中にデフォルトした債務者の数を記載すること。

j　チ欄には、当期中にデフォルトした債務者であって、前期末時点で信用供与されていない債務者の数を記載すること。

k　ｃ⑺から⑽までのポートフォリオ区分を記載する場合において、ヘ欄からチ欄までには、ＰＤ推計にデフォルトした債権の数を用いているときは、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合にあっては、その旨を明記すること。）。

l　リ欄には、年間の実績デフォルト率の直近５年間の平均値を記載すること。ただし、自金融機関の実際のリスク管理実務と整合している直近５年間より長期間の実績デフォルト率の平均値を記載することができる。その場合にあっては、その旨を明記すること。

m　ａに規定する主要なモデルのそれぞれについて、その適用範囲がどのように決定されたかを説明すること。当該説明には、ポートフォリオ別に、各内部モデルが対象とする信用リスク・アセットの額の割合を含めること。この場合において、主要なモデルは、格付付与モデル及びＰＤ推計モデルを含むものとする。

n　報告期間においてバック・テスティングの結果に問題が生じる等、ＰＤ推計上の課題が検出された場合には、その主な要因につき説明を付すこと。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する比率等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。